委　　託　　契　　約　　書　（案）

（契約事項２　北海道立工業技術センターの清掃業務委託）

公益財団法人函館地域産業振興財団（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは，北海道立工業技術センターの清掃業務（以下「委託業務」という。）の委託について次のとおり契約する。

（委託業務の範囲）

第１条　委託対象箇所およびその面積は，次のとおりとする。

庁舎内　　４，３２９．９９㎡

庁舎外　１０，０６３．５３㎡

（処理方法）

第２条　乙は，別紙北海道立工業技術センターの清掃業務処理要領（以下「要領」という。）により委託業務を処理しなければならない。

２　要領に定めのない事項については，甲乙協議して処理する。

（委託期間）

第３条　委託期間は，令和６年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（委託料）

第４条　甲は，委託業務に対する委託料として金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　金　　円）を乙に支払うものとする。

（委託料の請求および支払）

第５条　委託料は，月払いとし，乙は，当該１カ月の委託業務が完了したときは，甲に対して別紙の委託料支払内訳表に基づき委託料の支払の請求をするものとする。

２　甲は，前項の適法な支払いの請求があったときは，その日から３０日以内に委託料を支払うものとする。

（遅延利息）

第６条　甲は，その責めに帰すべき理由により前条の委託料の支払いが遅れたときは，当該未払い金額につきその遅延日数に応じ，年２．５パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払う。

（契約保証金）

第７条　契約保証金は，免除する。

（秘密保持）

第８条　乙は，委託業務の処理上知り得た個人情報その他委託業務の内容を第三者に漏洩してはならない。

（権利義務の譲渡・再委託等の禁止）

第９条　乙は，この契約によって生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し，または承継させてはならない。

２　乙は，委託業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委任し，または請け負わせてはならない。

（業務担当員）

第１０条　甲は，乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め，乙に通知する。業務担当員を変更した場合も，同様とする。

（業務処理責任者等）

第１１条　乙は，委託業務の処理について業務処理責任者を定め，遅滞なく，甲に通知しなければならない。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

２　乙は，委託業務に従事する従業員（以下「従事者」という。）を定め，遅滞なく，その氏名，年齢および住所を甲に通知しなければならない。この場合において，従事者２名以上を配置する場合は，そのうち１名を主任者と定め，業務処理の責任体制を明確にしなければならない。

３　乙は，従事者または主任者を定めたときは，遅滞なく，甲に通知しなければならない。従事者または主任者に異動があった場合も，同様とする。

４　乙は，従事者に乙の発行する身分証明書を常時携行させなければならない。

５　乙は，従事者に対し，職員および来庁者に接する場合の言動等について十分に留意するよう，指導監督しなければならない。

６　乙は，委託業務に従事者に関する諸法令上の一切の責任を負わなければならない。

（業務処理責任者等の変更請求等）

第１２条　甲は，業務処理責任者または乙が配置した従事者が，委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは，その理由を付した書面により，乙に対し，その変更を請求することができる。

２　乙は，前項の請求があったときは，その日から１０日以内に必要な措置を講じ，その結果を甲に通知しなければならない。

（施設の使用等）

第１３条　甲は，乙が委託業務を処理するために要する部屋を指定する。

２　乙は，指定された部屋について，善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　乙は，委託期間が満了したとき，または契約が解除されたときは，速やかに，指定された部屋を原状に回復して明け渡さなければならない。

４　委託業務の処理に必要な器具および消耗品は，乙の負担とする。

（協議等）

第１４条　乙は，次の各号に掲げる事実が生じたときは，速やかに，甲または業務担当員と協議しなければならない。

（１）要領で定める方法以外の方法により，委託業務を処理する必要があると認められるとき。

（２）委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

（３）委託業務処理につき，重大な事故が生じたとき。

２　乙は，前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては，当該処理をした後，遅滞なく，甲または業務担当員にその処理経過，結果等を報告しなければならない。

（調査等）

第１５条　甲は，委託業務の処理状況について，随時に調査し，報告を求め，または当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

（契約の解除）

第１６条　甲は，次の各号のいずれかに該当する場合において，相当の期間を定めて契約の履行

の催告をし，その期間内に履行がないときは，この契約を解除することができる。ただし，その期間を経過した時における契約の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは，この限りでない。

（１）　乙の契約の履行が不適当であると認められるとき。

（２）　前号に掲げる場合のほか，乙がこの契約に違反したとき。

２　甲は，次の各号のいずれかに該当するときは，直ちにこの契約の解除をすることができる。

（１）乙の契約の全部の履行が不能であることが明らかであるとき。

（２）乙が契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）乙の契約の一部の履行が不能である場合または乙がその契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において，残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（４）契約の目的物の性質または当事者の意思表示により，特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において，乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか，乙がその契約の履行をせず，甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（６）契約の締結および履行について，乙に不正行為があったとき。

（７）乙が，一般競争入札参加資格確認申請書に添付した暴力団排除に関する誓約書に背いたとき。

３　甲は，前項に定めるもののほか，甲の都合により必要があるときは，この契約を解除することができる。

４　第１項または第２項に該当して，この契約が解除されたときは，甲は，乙から請負代金の１０分の１に相当する額の違約金を徴収するものとする。ただし，当該解除が甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは，この限りでない。

５　甲は，第３項の規定によりこの契約を解除した場合において，乙に損害が生じたときは，乙にその損害を補償するものとし，補償の額は，甲乙協議して定めるものとする。

（談合等不正行為による解除）

第１７条　甲は，この契約に関して，次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

（１）乙が，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令を受け，当該命令が確定したとき。

（２）乙が，独占禁止法第 62 条第１項に規定する課徴金の納付命令を受け，当該命令が確定したとき。

（３）乙（乙が法人の場合にあっては，その役員または使用人を含む。）について，独占禁止法第 89 条第１項，第 90 条もしくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第１項または第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑または刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６もしくは同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（不正行為に伴う賠償金）

第１８条　乙は，この契約に関して，前条各号のいずれかに該当するときは，甲が契約を解除するか否かを問わず，賠償金として請負代金の１０分の１に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし，同条第１号に掲げる場合において，排除措置命令の対象と

なる行為が，独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第６項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは，この限りでない。

２　甲は，実際に生じた損害の額が前項に規定する賠償金相当額を超えるときは，乙に対して，その超える額についても請求することができる。

３　前２項の規定は，この契約による履行が完了した後においても適用があるものとする。

（不当介入等に対する届出義務）

第１９条　乙は，契約の履行に当たり暴力団等から不当介入等を受けた場合は，その旨を直ちに甲へ報告するとともに，所轄の警察署に届け出なければならない。

２　乙は，暴力団等から不当介入等による被害を受けた場合は，その旨を直ちに甲へ報告するとともに，被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（条項内容の変更）

第２０条　この契約の条項内容の変更を行いたい場合は，甲乙協議のうえ，その内容を決定し，この契約書の変更内容とその条項および効力発揮日を明記した覚書を取り交わすことにより，その変更内容の効力が発揮されるものとする。

（損害賠償）

第２１条　乙は，その責めに帰すべき事由により，甲または第三者に損害を与えたときは，その損害を賠償しなければならない。

（管轄裁判所）

第２２条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第２３条　この契約に定めのない事項については，必要に応じ，甲乙協議して定める。

この契約を証するため，本書を２通作成し，甲乙両者記名押印のうえ，各自その１通を保有する。

令和６年　月　日

函館市桔梗町３７９番地
甲　公益財団法人函館地域産業振興財団
理　事　長　　久　保　俊　幸

乙

別紙（第５条関係）

委　託　料　支　払　内　訳　表

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
４月分	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）
５月分	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）
６月分	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）
７月分	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）
８月分	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）
９月分	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）
１０月分	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）
１１月分	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）
１２月分	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）
１月分	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）
２月分	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）
３月分	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）
合　計	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）	円 （うち消費税等相当額　　円）